

奈良市地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（平成21年奈良市条例第34号。以下「条例」という。）第8条の2第3項の規定に基づき、地域自治協議会（以下「協議会」という。）の設置、認定及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の認定要件）

第2条 協議会は、次の各号のいずれにも該当するもので、条例第2条第8号に規定する市長の認定（以下「認定」という。）を受けたものとする。

- (1) おおむね市立小学校の通学区域を区域とし、当該区域が他の協議会の区域と重複しないこと。
- (2) 前号に掲げる区域（以下「区域」という。）内に居住する者を成員に含み、市に届出済の自治会の半数以上及び地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織その他区域内で活動する団体が参加しており、地域を代表すると認められる組織であること。
- (3) 区域に居住し、又は活動する市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のもので構成されていること。
- (4) 区域の住民の誰もが希望すれば協議会の活動に参加できること。
- (5) 区域の将来像、目標、基本方針等が明記された地域自治計画（以下「地域自治計画」という。）が策定されていること。
- (6) 政治的活動又は宗教的活動を行っていないこと。

（認定の申請）

第3条 協議会の認定を受けようとする団体の代表者（以下この条及び第5条において「代表者」という。）は、奈良市地域自治協議会認定申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 次に掲げる事項を記載した規約
 - ア 名称
 - イ 設立の目的
 - ウ 事務所の所在地
 - エ 活動の内容

- オ 区域
- カ 構成員に関する事項
- キ 代表者、役員等の職務、任期及び選出方法に関する事項
- ク 議決機関及び執行機関に関する事項
- ケ 地域自治計画に関する事項
- コ 会計に関する事項
- サ 監査に関する事項
- シ 規約の変更に関する事項
- ス その他活動の実施に必要な事項

(2) 認定の申請をすることについて団体の総会で議決したことを証する書類

(3) 協議会の役員の名氏及び参加団体の名称を記載したもの

(4) 暴力団排除に関する誓約書（別記第2号様式）

(5) 組織図

(6) 地域自治計画

(7) 区域を示す図面

(8) 当該年度の事業計画及び予算書

(9) その他市長が必要と認める書類

（協議会認定への支援）

第4条 市長は、協議会の設立に係る活動に要する経費について、必要な支援を行うことができる。

2 市長は、協議会を設立しようとする者又は前条の規定による申請をしようとする者に対し、必要な情報の提供、指導及び助言を行うものとする。

（認定等）

第5条 市長は、第3条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、認定するときは奈良市地域自治協議会認定通知書（別記第3号様式）により、認定しないときは奈良市地域自治協議会不認定通知書（別記第4号様式）により代表者に通知するものとする。

（組織及び運営）

第6条 協議会の組織及び運営は、次に掲げる事項を基本とする。

(1) 組織及び運営に関する基本的な事項を定めた規約を定めるとともに、意思決定

を行うための機関を設置すること。

(2) 協議会の会議が原則として公開されていること。

(3) より効果的な取組の実現のために、区域内での情報共有や連絡調整を積極的に行うこと。

(市の責務)

第7条 市は、第5条の規定により認定を受けた協議会に対し、次に掲げる支援その他の必要な措置を講じるものとする。

(1) 協議会並びに市民及び市民公益活動団体、事業者、学校の十分な連携及び協働が図られるよう調整に努めること。

(2) 協議会から意見若しくは要望の提出又は施策の提案があったときは、十分な検討を行い、必要に応じて市の施策に反映させること。

(3) 協議会に関し必要な情報の提供を行うこと。

(変更の届出)

第8条 協議会の代表者（以下「代表者」という。）は、第3条の申請書及び添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに奈良市地域自治協議会変更届出書（別記第5号様式）により市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微と認める変更については、この限りでない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。ただし、認定を受けた後に地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会又は自主防災防犯組織が解散し、協議会がその機能を引き継いだ場合は、この限りでない。

(2) 協議会としての活動実態がなく、再開の見込みがないことが明らかであるとき。

(3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(4) 運営に関し不正な行為があったと認められるとき。

(5) その他市長が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、奈良市地域自治協議会認定取消通知書（別記第6号様式）により代表者に通知するものとする。

(解散に伴う届出)

第10条 代表者は、協議会を解散しようとするときは、解散する日の30日前までに奈良市地域自治協議会解散届出書（別記第7号様式）により市長に届け出なければならない。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に第5条に規定する認定に相当する認定を受けている団体は、この規則の施行の日において、第5条の規定による認定を受けた協議会とみなす。